

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることが出来るよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点：大学の理念・目的、入学者の傾向等をふまえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

「駒沢学園第1次中期計画」は、「学生・生徒支援体制の充実」(根拠資料 1-15【ウェブ】)を10本の戦略の柱のうちのひとつに策定している。そこでは、以下の目標と展望が明示された(大学に関する記述のみを摘記して示す)。

基本目標

- ①学生の学修面、生活面、キャリア面について、学生の思いやニーズに合った支援システムを確立する。

行動目標

- ①学生情報の総合的把握
学生の支援体制を充実させるために、学生の学修面、生活面、キャリア面などの思いやニーズを把握することに重点を置き、さらにその支援システムの創設を検討する。
- ②担任制度の機能化と充実
大学で導入されている担任制度において、担任の役割、担任同士の連携などの制度内容を検討し、より機能化させ、充実を図る。
- ③図書館の有効活用及び学食の改善
「知の拠点」として位置づけられる図書館の利用価値を発信し、有効的な活用を促進する。学食については、利用主体である学生のニーズに対応したサービスが提供できる場となるように改善を図る。
- ④帰属意識向上のためのイベントやグッズの企画開発
在学生や卒業生の本学(園)への愛校心を醸成するためのイベントやグッズを企画・開発し、帰属意識の向上を図る。

将来的展望

- ①ソーシャルスキルを重視した教育の導入
礼儀、マナーといった学校生活のみならず社会生活において基礎・基本となるソーシャルスキルの修得を採り入れた本学独自の教育を開発し、導入をめざす。
- ②奨学金制度の整備
社会情勢に即応し、学生の状況に応じた奨学金を精査し、整備する。
- ③学生寮等の充実

学生生活を支援するための学生寮等の充実を図る

上掲の戦略プランで示される基本目標、行動目標、将来的展望は、学群・学部・研究科がそれぞれの教育目的等をふまえ、学生支援を推進していく際の指針となっている。第1次中期計画中の「学生支援」は総括を済ませている（根拠資料 1-16【ウェブ】「3-5 学生・生徒支援体制の充実」）。この総括では、A～E の5段階評価を用い、基本目標は A 評価、行動目標①は A 評価、同②は A 評価、同③は C 評価、同④は E 評価、将来的展望①は B 評価、同②は A 評価、同③は A 評価を与えている。

以上、評価体制も含めて、本学は、学生支援に関する全学的な方針を適切に示していると判断できる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は、適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

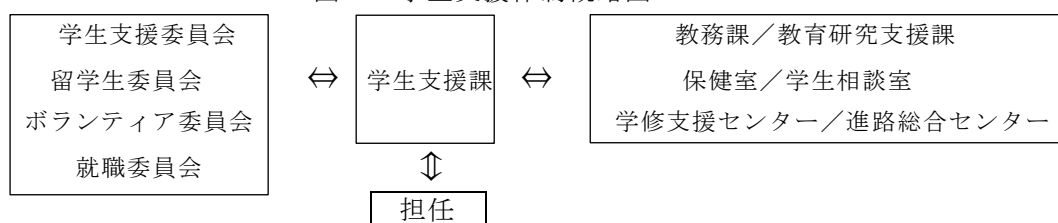
評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

建学の精神（「正念」「行学一如」）のもと、本学は自主自立を促すための面倒見の良い学生支援体制を実現している。少人数制の女子大学の特徴を活かし、個々の学生の状況に即した支援の実施を第一とし、学生が自己を自立させ、慈悲の心を根本とする社会性を身に付けて卒業することを目標としている。この方針に沿って本学では以下の学生支援体制をとっている。

本学の学生支援の基軸が「担任制度」である。担任教員は学生との日々のコミュニケーションの中で、学生の状況に応じて対応する。担任制度の機能のひとつに、一定程度欠席している学生に対しての担任教員からのアプローチがある。担任教員が早期に学生の状態（学修状況、学生生活における不安、心身の状態、進路の悩み、学内外のトラブル等）を把握し、指導・助言等の対応を行うとともに、その問題の大きさや質に応じて、各学生支援関連部署が協働して当該学生の支援にあたる体制をとっている。

図1 学生支援体制概略図



学生支援の基幹となる部署は学生支援課であり、同課は、担任との連携をはじめとして、教務課、教育研究支援課、保健室、学生相談室、進路総合センター、学修支援センター等、学生支援関連部署と定期的な連絡をとっている。また、教学側の、学生支援委員会、ボランティア委員会、留学生委員会にも構成員として参画し、学生の支援に関しては、万全の体制を整えている（図1）。

担任制度の実効性を確保するツールとして学生の単位修得状況や生活状況等を蓄積するシステム（スチューデント・プロファイル）をポータルサイト上に構築しており、全専任教員、関連部署職員が全学生の状況を共有でき、複合的、多面的に対応できる環境が整えられている。

次に、学生の修学に関する支援の実施については具体的事例（8点）を挙げて説明する。

【1 学生の能力に応じた補習教育・補充教育】

授業を十分に理解できない学生が一定の割合で存在する現状に鑑み、学修支援センターでは、入学前教育プログラム及び基礎学力テストを実施している。「入学前教育プログラム」は、大学での修学意欲を高め、初年度におけるスムーズな導入への一助となっている（第4章点検評価項目③ p 30 参照）。「基礎学力テスト」は第5章点検評価項目①（p 44）でも触れたが、新入生全員を対象として、国語・数学・英語・社会の4教科について高校卒業程度の基礎学力を有しているかを把握するために実施している。成績表は「基礎ゼミ」及びアドバイザークラスで返却され、成績が思わしくない学生に対しては、基礎学力テストの内容を解説するフォローアップ講座への出席と、個別指導への参加を促している。同センターでは、平日に非常勤の指導員が、言語分野（国語）、理数分野（生物・化学・数学）の指導を実施している。

さらに、学修支援センターでは、成績不振者ばかりではなく、学業優秀者を含めた全学生の基礎学力向上を目標に掲げ、就職筆記試験の合格率向上、国家試験の高い合格率達成を目指す。平成30（2018）年度に同センターで開講している各種検定対策講座は、秘書検定、ビジネス文書検定、MOS 検定、日商簿記検定、色彩検定等である。また同センターで実施している検定試験は TOEIC、日本語検定、ニュース時事能力検定、世界遺産検定、日本漢字能力検定等である（根拠資料 4-5 「学修支援センター行事報告」）。

【2 留学生の修学支援】

留学生委員会及び学生支援課が中心となり、留学生への支援を行っている。毎年4月には、個別面談を行うことで留学生の状況把握に努めている。また、オリエンテーション期間には留学生・日本人学生・教職員が参加する新入生歓迎会を、秋には留学生を中心に学内で参加者を募り都内近郊の名所を散策する親睦会（遠足）を開催している。卒業後の進路については、進路総合センターが相談に対応している。その他、向学心旺盛であるが経済的に学業の維持が困難な者には授業料の減免を実施している。生活・学習面に関しては、学科主任・学類長や担任との連絡を密にし、指導にあたっている。日常的には、大学館1階掲示板と地下1階学生ラウンジに留学生のための情報コーナーを設けている。

【3 障がいのある学生への対応】

学生支援課が障がいのある学生の在籍状況を確認、把握し、各部署が連携する支援体制を整えている。具体的には以下の手順となる。①健康診断・環境調査書・健康調査票もしくは本人・家族からの申し出により、学生支援課が障害の状況を把握する。②入学前もし

くは入学後の相談において、学内における学生生活・授業・試験において支援が必要と判断された場合、学生支援課が担任や、教務委員会、学生支援委員会、学類、学科、研究科、学生相談室及び保健室のそれぞれの責任者等と対策会議を開き、対応を協議する。協議に基づいて出された具体的方策を各委員会・学類会議・学科会議等に連絡して協力を要請する。③医療機関や行政など学外との連携が必要な場合、当該の外部機関とも協力することでサポート体制をより充実させる。④障がいのある学生の進路については、就職等の希望がある場合、進路総合センターでの相談において状況の確認を行う中で、障がい者対象の求人情報を提供（ハローワーク等への紹介を含む）している。なお、平成 30 (2018) 年度に障がいのある学生リスト（根拠資料 7-1）に登録された学生数は 141 名である。

【4 成績不振の学生の状況把握と対応】

成績不振の学生は授業を欠席している場合が多い。連続欠席等が確認された学生については、科目担当者から学生支援課に報告がなされる。複数科目で同様の状況が起きた場合、学生支援課から担任にメールで連絡を入れる。担任は「欠席者対応のマニュアル」（根拠資料 7-2）に沿って、当該学生と連絡をとり、学生の状況を把握する。その結果を、ポータルサイト上の「スチューデント・プロフィール」に書き込み、情報を専任教職員で共有するとともに、その後、当該学生が休学、退学へと向かわないように、担任をはじめ所属学類・学科の教員が継続的にサポートしている。

【5 留年者低減の方策】

本学では、履修登録期間終了直後に履修確認変更期間を設け、履修登録の内容を学生自身が確認し、過不足があれば追加と削除を行えるようにしている。特に 4 年生についてはポータルサイトによる履修登録の段階で卒業要件のエラーの内容を確認することができ、卒業要件を満たさず卒業できなくなる学生（留年者）が出ないように配慮している。また、各学期に、標準修得単位数に満たない学生を網羅した一覧表を教務課が作成し、教員による履修指導用資料として学群・各学部に配付している。

【6 退学希望者の状況把握と対応】

経済的な困難から休・退学あるいは除籍に至ることを防止するため、経理課と学生支援課が緊密に連絡をとり対応している。経理課では学生や保証人の経済状況に応じて分割納付等の相談にも応じている。これらの情報は適宜、学生支援課も共有している。

経済的理由以外でも退学希望を申し出る学生が生じた場合、学生支援課に連絡し、担任又は学類長・学科主任が面談することにより対応する。

【7 休・退学者の状況把握と対処】

以上のような経緯を経ても、止むを得ず学生が学籍異動を学生支援課に申し出た場合は、まず学生支援課が概況を聞き取り、担任あるいは学類長・学科主任に連絡をとり、担任は必要に応じ学生から事情を聴く。原則として保証人と面談して状況確認することになっているが、遠方に在住する場合等は、電話連絡で行うこともある。学籍異動に関する対応記録はすべて保管し、学籍異動は教授会の審議を経て承認される。

【8 奨学金その他の経済的支援の整備】

本学では、修学の経済的な支援として、二つの方策を整備している。

第 1 の方策は、本学独自の経済的な支援である。以下 4 つの制度がある。それぞれの給付・減免の状況は大学基礎データ表 7 を参照されたい。

①学校法人駒澤学園奨学金制度（根拠資料 7-3）

経済的に修学が困難な学生、震災などの災害により経済的に困窮している学生に対して、年間授業料の半額以内を給付する。

②新入学生スカラシップ制度（根拠資料 7-4）・在学学生スカラシップ制度（根拠資料 7-5）

新入学生スカラシップ制度は、入学試験の成績優秀者を対象に、1年次の年間授業料の全額又は半額を免除する。在学学生スカラシップ制度は、2年次以上の学生で、学業成績等本学が定める基準を満たした者に対し、年間授業料の半額を免除する。採用人数は、原則として各学類・学科の入学定員の5%を上限とする。

③留学生授業料減免制度（根拠資料 7-6）

海外からの私費留学生を対象とし、経済的に学業の継続が困難である者には授業料の3割を減額している。平成30（2018）年度は留学生27名のうち24名が減免された。

④国際文化学科授業科目「海外留学」の履修者に対する当該学期の授業料免除措置

「海外留学」により、2年次後期に本学と提携するオーストラリア等の教育機関に留学する際、留学期間中の授業料が免除される。平成30年度は7名の学生が履修している（根拠資料 7-7「駒沢女子大学海外留学制度規程」第8条2）。

第2の方策は学外の各種奨学金の紹介である。最も利用者が多いのは「日本学生支援機構」による奨学金である。平成27（2015）年度の利用者は大学が670名、大学院が11名、平成28（2016）年度は大学が629名、大学院が4名、平成29（2017）年度は大学が722名、大学院が3名であった（根拠資料 7-8「日本学生支援機構による奨学金利用者数」）。在学生のおよそ3割が利用しているのが現状である。本学ではすべての新規申込者に対し、学生支援委員が面談して、本奨学金制度の詳細を説明し、適切な利用について指導を行っている。その他、「読売奨学生」、自治体からの貸与の奨学金等を、平成28（2016）年度は4名、平成29（2017）年度は4名、平成30（2018）年度は5名の学生が利用している。

次に学生の生活に関する支援の実施については、具体的事例（3点）を挙げて説明する。

【1 学生生活ガイド】

学生生活をサポートするツールとして、学生生活を始める上での注意点や本学の学生が必要とする情報などをまとめた『学生生活ガイド』（根拠資料 7-9）を入学時に配付している。

【2 Komajo グッドスタート・プログラム】

全学生を対象とする「Komajo グッドスタート・プログラム」及び「社会性育成プログラム（学内インターンシップ）」を実施している。

「Komajo グッドスタート・プログラム」（根拠資料 7-10【ウェブ】）は学生が自分らしく健やかに生活できるように、日常生活の基本を支援するプログラムである。仏教の「慈悲」の教えをもとに、「わたくし」を磨き、「ひと」（他者）を支える自立した女性への人格形成を目的として、平成21（2009）年度より毎年、5時限目を中心に、実践的なプログラムを展開している。平成30（2018）年度はお化粧の正しい知識、ヘアアレンジ、ワンコインクッキング、浴衣の着付け教室を行った。講師は本学教職員と共に、外部講師も招き、運営は学生支援委員会と学生支援課があたっている。

【3 社会性育成プログラム】

「社会性育成プログラム」は、学生が自己の能力を伸ばすとともに他者を支える存在と

なることを目的として企画されている。そのひとつである「学内インターンシップ」(根拠資料 7-11【ウェブ】)は、学生支援課あるいは入試センターの指導のもとに、学内の行事や学生支援サービスの企画運営に、「学生スタッフ」として参加する制度である。学生はオープンキャンパスや入学式、卒業式のサポートスタッフとして参加し、社会的なスキルを磨いている。

学生の心身の健康保持支援に関しては、保健室と学生相談室がその中心的役割を担っており、緊密に連携しながら対応している。また、適宜各学類、学科の教員や学生支援関連部署との連携を図るようにしている。以下、具体例(3点)を記す。

【1 学生の相談に応じる体制の整備】

学生相談室は、履修、自分の性格や心身の不調、家族関係、人間関係など、学生生活を送る上での様々な悩みに対応し、学生を支援するため、学生の個別面接のほか、学生たちが少し心身をリラックスできる「ほっとスペース」の運営、学内連携・コンサルテーション、保護者対応、外部機関との連携を行い、さらに、欠席の続く学生、休学中の学生にも電話相談で支援を行っている。利用学生がゆっくり相談できるよう、個別面接は原則として予約制としているが、状況によって柔軟に対応する。学生相談室への相談件数(延べ回数)は、平成 25(2013)年度に初めて 1,000 件を超えてから高止まり傾向が続き、過去 3 年間の相談件数は、平成 28(2016)年度が 1,447 件、平成 29(2017)年度が 1,452 件、平成 30(2018)年度が 1,442 件となっている(根拠資料 7-12「学生相談室 2018 年度：利用状況報告」)。学内連携が必要な場合には、学生の承諾を得た上で学生支援課に情報を集約し、適宜、関連部署や、担任、学類長・学科主任等と協力して、学生が抱える問題が修学及び生活に深刻な影響を与えないよう、迅速な対応に努めている。

【2 ハラスメント防止のための体制の整備】

ハラスメントについては、平成 20(2008)年 9 月に、「学校法人駒澤学園 ハラスメント対応規程」(根拠資料 7-13)を制定し、セクシャルハラスメントに限らずアカデミック・ハラスメントなども含むすべての人格・人権侵害の防止のための方策を明確にした。また学生に向けて「ハラスメント防止のために」(根拠資料 7-14)を作成・配布し、ハラスメント防止意識の向上に努めている。

【3 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮】

学生の心身の健康維持に関しては、保健室と学生相談室がその中心的役割を担っている。保健室は、大学館地下 1 階に設置されており、看護師 2 名が学生の様々な相談に対応している。学生の健康診断は、「学校保健安全法」に従って毎年 4 月に実施し、学生の健康に対する自己管理への動機づけとなっている。保健室に持ち込まれる相談は、女性特有の身体面に関するものから精神面に関するものまで幅広い。そのため、学生支援課や学生相談室と連携している。

学生相談室は、保健室に隣接し、非常勤の相談員 3 名(臨床心理士)が主に相談を担当している。また、平成 25(2013)年度より専任受付 1 名を配置し、9 時から 17 時までの間、随時相談受付を行える体制となっている。相談内容は多岐にわたっているが、担任制度の定着により、日常的な問題であれば担任や学内各部署が対応しており、学生相談室では比較的深刻な問題や、複数要因が絡み合っている複雑な問題への対応が増えている。このような学生を支援するため、必要に応じて学内連携の他、医療機関等の学外機関への

紹介等や連携も行っている。また、個別対応が必要な学生をスクリーニングする目的で、平成 28 (2016) 年度より健康診断の機会を利用して、K6 を用いたメンタルヘルスチェックを実施している。これにより、早い段階で支援が必要な学生に個別面談が実施できるようになった。なお、毎月、各学類・学科の相談員（教員）及び関連部署が連絡会議を開いて情報を共有し、学生の心身の健康を維持してよりよい学生生活を送れるよう、協議を行っている。

安全への配慮について、毎年 4 月のオリエンテーション時に、災害時等の学内における緊急時の対応や避難場所、避難経路を収録した「学生生活ガイド」（根拠資料 7-9）を学生に配布している。また、全教室の教卓に地震発生時の避難誘導に関するマニュアルを常設し、教室の出入り口付近に避難経路マップを掲示した。

続いて、進路支援の状況について述べる。

4 年間の学生生活の充実を図るとともに、卒業後に向けての学生の進路に関する支援も重要な取り組みである。これについては、学生の就職及び進学を支援するための進路総合センターが中心的な役割を果たしている。この組織は、センター長 1 名、課長 1 名、職員 3 名、非常勤職員 3 名で構成されている。センター長は教員が兼務し、教員・センター間の協力関係の構築・維持に努めている。実務は、課長を中心に、全職員が各種ガイダンス・セミナー・講座の企画と実施にあたり、3 年生以上の学生に対しては個別の面談・指導及び求人を紹介を行う。特に個別相談を重視しており、相談件数は平成 27 (2015) 年度が 3,115 件、平成 28 (2016) 年度は 4,481 件、平成 29 (2017) 年度は 4,311 件となっている。平成 29 (2017) 年 3 月の相談件数は 648 件で、1 か月間では過去最高の相談件数を記録した（根拠資料 7-16 「学生相談者数について [進路総合センター]」）。企業訪問や学内説明会への企業誘致など、渉外活動も重要な業務である。キャリアカウンセラーの資格を取得した職員もあり、学生への指導に大きな効果を上げている。これらの成果として、大学での就職率は平成 24 (2012) 年度以降毎年向上している（平成 28 (2016) 年度、平成 29 (2017) 年度については実就職率比）。

学生への求人情報提供には、センター内の掲示のほかに、本学独自のポータルサイト・コンテンツである「駒沢女子キャリアナビ」による情報提供手段がある。一方学生の活動状況の把握については、学生の能力・性格・適性を熟知しているゼミ担当教員と連携し、情報を共有するシステムが効果を上げている。高い目標・資質を有する学生を伸ばし、後押しが必要な学生及び障がいを持つ学生を支援する、2 階層支援体制となっており、さらなるレベルアップを目指している。

【進路選択に関わる支援やガイダンス・セミナー等の実施】

就職支援は、1 年次前期から開始され、3 年次前期に実施する「進路ガイダンス」から指導が本格化する。この「進路ガイダンス」では、就職に必要な情報を集積した本学オリジナルの『キャリアハンドブック』（根拠資料 7-17）を配布し、各学科の特性に留意して指導を行っている。3 年次後期には就職活動がスムーズに開始できるように「必須ガイダンス」を実施し、履歴書の書き方から自己アピールの仕方まで細やかな指導を行っている。3 年生全員に履歴書の提出を求め、職員・カウンセラーが添削を実施した上で、窓口で学生に直接返却している。同時期に業界・職種研究を中心とする「就職セミナー」を開催している。インターンシップによる就業体験も推進し、より効果的な体験ができるようにガ

イダンスを開講している。また、3年生向けに就職が内定した4年生との交流会も設けている。

4年生に対しては、就職活動のピークを迎える3月から7月にかけて、個別面談でエントリーシートや履歴書の添削指導を行い、加えて面接模擬試験も行う。学内での企業説明会を実施して、実践的な就職支援を積極的に展開している。

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施については、自主自立を旨とし、正課外活動についても学生の自主性を尊重しており、基本的に大学教職員は学生からの要請に基づき、適宜サポートする形をとっている。

クラブ活動としては、運動系、文化系クラブ26団体と同好会6団体及び学生会自治委員会と学園祭実行委員会が活動中である。中でも、学生会自治委員会と学園祭実行委員会は、顧問である学生支援委員の教職員とより緊密な連携を図りながら、前者は学生総会・クラブ委員会・新入生歓迎会（クラブ・同好会の紹介）を運営し、クラブ予算の決定を行っており、後者は本学の学園祭「りんどう祭」の企画・運営・広報を行っている。

学生のボランティア活動は、建学の精神である「正念」「行学一如」を実施する教育機会であると捉え、支援を行っている。特に地域との共同・共生を重視し、稲城市及び稲城市教育委員会、地元団体との連携を図っており、外来生物及び植物駆除活動、地域イベントへの参加など、市内唯一の大学として地元住民から高い評価を受けている。これらのボランティア情報は学生支援課が、希望学生に随時提供している。

その他、学生の要望に対応した学生支援の実施については、各部署の様々な学生支援活動を通して、学生のニーズや思いを含め情報を把握し、支援活動に反映している。すべての学生が「自主自立」をふまえた上で、それぞれにとって、将来に資する充実した学生生活を送るための実効性のある効果的な学生支援の実践に努めている。具体例としては、東日本大震災の発災に際し、学生の強い要望から、平成23(2011)年に学園としての被災地でのボランティア活動がはじまり、学生と教職員が被災地に赴いてのボランティア活動を毎年行っている。

以上、学生支援に関しては、大学の方針に基づきながら体制の整備がなされ、また、個々の支援も、適切に行われていると判断できる。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点：適切な根拠に基づく点検・評価及びそれらに基づく改善・向上

学生の支援は、広範囲にわたるとともに、複数の部署が協働してあたっているケースが多く、学生支援の適切性について定期的な点検・評価を行うためには、資料、情報の統括的整備が必要である。本学の学生支援体制においては、資料・情報の統括的整備は主として学生支援課が行っている。

適切な根拠に基づく点検・評価と、それらに基づく改善・向上に関して、まず、点検・評価項目①の学生支援に関する大学としての方針の明示については、中長期計画策定委員

会が点検・評価を行っている（p 63 参照）。

これに対して、点検・評価項目②の、学生支援の体制の整備及び適切な学生支援については、点検・評価が総合的に行われているとはいえない状況にある。

ただし、個々の案件については、学生支援委員会が主体となって適切な資料・情報に基づき点検・評価が行われ、改善・向上が図られている。例えば、修学支援においては、担任制度とスチューデント・プロフィールの導入により、退学者が減少傾向にある。平成 22 (2010) 年度 71 名に達していた退学者は、平成 27 (2015) 年度 57 名（退学率 3%）、平成 28 (2016) 年度 39 名（退学率 2.1%）、平成 29 (2017) 年度 53 名（退学率 2.8%）であった（大学基礎データ表 6）。

なお、学生支援についての評価には、学生の意見の集約が欠かせないが、本学では点検・評価・改善委員会が卒業年次アンケートを実施しており、学生支援についての項目も含まれている（根拠資料 4-20「卒業年次アンケート III 問 1-①～⑫」）。平成 29 (2017) 年度はその結果を IR・広報部が分析を試みたものの、学生の入試形態に基づく分析にとどまった。また、集計結果を学科ごとに教員が共有したものの、現在の時点で、改善・向上に向けた全学的取り組みの動きはない。

以上、各委員会レベルでの定期的点検・評価は行われ改善・向上も見られるが、学生支援体制の整備及び適切な学生支援に関しての大学としての全体的な点検・評価には、まだ不備な面が見られる。

（2）長所・特色

学生支援においても、学生へのきめ細やかで迅速な対応が長所である。それを可能にしているのが、前述の担任制（本章点検評価項目② p 63 参照）とスチューデント・プロフィール（同 p 64・p 65 参照）である。

（3）問題点

問題点としては、総合的な点検・評価、改善・向上が十分に行われていない点が挙げられる。点検・評価（C）、改善・向上（A）の局面で、今後、新たに在学生アンケートの実施を行うことが望ましいと考えている。卒業年次アンケートとともに、学生の意見を反映した学生支援の取り組みを進めたい。

さらに、近年、問題を抱える学生が増えており、教職員が対応に追われる状況にある。「きめ細かな対応」が支障をきたさないように、スタッフを増やすなどの対応を急ぎたい。

（4）全体のまとめ

本学の学生支援は概ね良好に機能していると判断できる。確かに、点検・評価、改善・向上の課題はある。しかし、少人数制の特性を生かした支援の方向性は間違っておらず、評価できる。